歯科点数表の解釈 (令和6年6月版) 追補

(令和7年6月・社会保険研究所)

特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(令和7年5月30日・厚生労働省告示第171号)及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(令和7年5月30日・保医発0530第2号)により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます(令和7年6月適用)。なお、歯科用貴金属材料の価格改定以外の見直しについては、本追補3頁目以降に掲載しています。

Ⅰ 材料価格基準(歯冠修復及び欠損補綴)の材料価格の改正 →540頁

	品 名	単位	6年6月 から [6年9月 から]	6年12月 から [7年3月 から]	7年6月 から
001	削除				
002	歯科鋳造用14カラット金合金 インレー用 (JIS適合品)	1 g	9,232円 [10,300円]	10,390円 [11,136円]	11,763円
003	歯科鋳造用14カラット金合金 鉤用(JIS適合品)	1 g	7,923円 [8,991円]	9,081円 [9,827円]	10,454円
004	歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上)	1 g	8,018円 [9,086円]	9,176円 [9,922円]	10,549円
005	歯科用14カラット合金用金ろう(JIS適合品)	1 g	8,007円 [9,075円]	9, 165円 [9, 911円]	10,538円
006	歯科鋳造用金銀パラジウム合金(金12%以上 JIS適合品)	1 g	2,760円 [3,045円]	3,010円 [3,230円]	3,299円
007	削除				
800	削除				
009	削除				
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 JIS適合品)	1 g	4,237円 [4,560円]	4,543円 [4,785円]	4,901円
011	歯科鋳造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 JIS適合品)	1 g	159円 [179円]	177円 [185円]	187円
012	歯科鋳造用銀合金 第2種(銀60%以上インジウム5%以上 JIS適合品)	1 g	[204円]	202円 [210円]	212円
013	歯科用銀ろう (JIS適合品)	1 g	233円 [245円]	244円 [249円]	250円
014	削除				
015	削除				

Ⅱ 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数の改正

1 国心修復及び八頂冊級に示る切れれ	MX 47 4X III						
材 料 料	から [6年9 [年12月 から 7年3 から]	7年6月 から	材 料 料	6年6月 から [6年9 月から]	6年12月 から [7年3 月から]	7年6月 から
M002 支台築造(1歯につき) → 396頁	74.1. 33 74	21		(2) 小臼歯・前歯			
[1の(1)のみ抜粋]				イインレー			
1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合				a 単純なもの	226点 [249点]	246点 [264点]	270点
イ・大臼歯	84点 [95点]	94点 [98点]	99点	b 複雑なもの	449点 [495点]	490点 [526点]	537点
ロー・小臼歯・前歯	52点 [59点]	58点 [61点]	62点	ロ 4分の3冠	555点 [612点]	605点 [649点]	663点
M010 金属歯冠修復(1個につき) → 406頁				ハ 5分の4冠	555点	605点	663点
<u>1 14カラット金合金</u>					[612点]	[649点]	
(1) インレー				二 全部金属冠	696点	759点	831点
複雑なもの	1,479点 1 [1,650点][1,	, 664点 784点]	1,884点		[767点]	[814点]	
(2) 4分の3冠	1,848点 2 [2,062点][2,		2,355点	(1) 大臼歯 イ インレー			
2 金銀パラジウム合金(金12%以上)	2 / 11112 2 /			a 単純なもの	23点	同左下	同左下
(1) 大臼歯					[25点]	[26点]	
イ インレー				b 複雑なもの	40点	同左下	46点
a 単純なもの	332点	362点	397点		[44点]	[45点]	
	[366点] [388点]		ロ 5分の4冠	51点	同左下	同左下
b 複雑なもの	614点	669点	733点		[57点]	[59点]	
		718点]		ハー全部金属冠	63点	69点	73点
ロ 5分の4冠	772点	842点	923点		[70点]	[72点]	
		903点]		※次頁に続く			
ハー全部金属冠		,060点	1,161点				
	[1,072点][1,	137点]					

	6年6月	6年12月	I
材 料 料	り年り月から	6年12月 から	7年6月
12) 1각 1각	[6年9 月から]	[7年3 月から]	から
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	カルり」	カルウ」	
イ インレー			
a 単純なもの	14点 [16点]	同左下 [同上]	17点
b 複雑なもの	30点 [33点]	32点 [34点]	同左下
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	36点 [40点]	同左下 [41点]	42点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	36点 [40点]	同左下 [41点]	42点
二 全部金属冠	46点 [51点]	同左下 [53点]	同左下
M010-3 接着冠 (1歯につき) →409頁	g //// g	E 11113	
1 金銀パラジウム合金 (金12%以上)			
(1) 前歯	555点 [612点]	605点 [649点]	663点
(2) 小臼歯	555点	605点	663点
(3) 大臼歯	[612点] 772点	[649点] 842点	923点
	[852点]	[903点]	920点
2 銀合金	0.c.F	ヨナナ	40 F
(1) 前歯	36点 [40点]	同左下 [41点]	42点
(2) 小臼歯	36点	同左下	42点
(3) 大臼歯	[40点] 51点	<u>[41点]</u> 同左下	同左下
	[57点]	[59点]	, y 1
M010-4 根面被覆(1歯につき) →409頁 〔1のみ抜粋〕			
1 根面板によるもの (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)			
(1) 金銀ハクシリム合金 (金12%以上) イ 大臼歯	332点	362点	397点
ロ 小臼歯・前歯	[366点] 226点	[388点]	270点
ロが白圏・削圏	[249点]	246点 [264点]	2/0点
(2) 銀合金			
イ 大臼歯	23点 [25点]	同左下 [26点]	同左下
ロ 小臼歯・前歯	14点	同左下	17点
4011123、始生人民党(4年(5-54)	[16点]	[同上]	
<mark>M011 レジン前装金属冠(1歯につき) →410頁</mark> 1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	866点	945点	1.035点
を用いた場合	[956点]	[1,014点]	
2 銀合金を用いた場合	102点 [113点]	112点 [117点]	118点
M017 ポンティック(1歯につき) →417頁	[*****/W]	[33.7/11]	
1鋳造ポンティック(1)金銀パラジウム合金(金12%以上)			
イ 大臼歯	1,118点		1,337点
ロー・小臼歯	[1,234点] 842点	[1,309点] 919点	1,007点
	[929点]	[986点]	1,507
(2) 銀合金 大臼歯・小臼歯	51点	55点	58点
	51点 [56点]	55点 [57点]	50点
2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)			
を用いた場合 (金12%以上)			
イ 前歯	672点	733点	803点
口 小臼歯	[741点] 842点	[787点] 919点	1,007点
	[929点]	[986点]	
ハー大臼歯	1,118点 [1,234点]	1,220点 [1,309点]	1,337点
(2) 銀合金を用いた場合			
イ 前歯	65点 [71点]	70点 [73点]	74点
口 小臼歯	65点	70点	74点
	[71点]	[73点]	
ハー大臼歯	65点 [71点]	70点 [73点]	74点
	[· + 1/11(]	[////	

	6年6月	6年12月	
材 料 料	「6年9	から 「7年3	7年6月 から
	月から]	月から]	,, ,
M020 鋳造鉤(1個につき) →425頁			
[1・2のみ抜粋] 1 14カラット金合金			
(1) 双子鉤			
イ 大・小臼歯	1,649点 [1,871点]	1,890点	2,175点
ロー犬歯・小臼歯	1,341点	1,537点	1,770点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	[1,522点]	[1,664点]	
(2) 二腕鉤(レストラミ) イ 大臼歯	1,341点	1,537点	1,770点
D 18 1 29 18	[1,522点]		
ロー犬歯・小臼歯	1,030点 [1,169点]	1,181点 [1,278点]	1,359点
ハ 前歯(切歯)	793点	909点	1,046点
2 金銀パラジウム合金(金12%以上)	[900点]	[984点]	
(1) 双子鉤			
イ 大・小臼歯	894点	975点 [1,047点]	1,069点
ロー犬歯・小臼歯	699点		836点
(a) = Rd+ N () = 1	[772点]	[818点]	
(2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯	614点	669点	734点
1 1 1 1 1	[677点]	[718点]	
ロー犬歯・小臼歯	534点 [589点]	582点 「625点]	638点
ハ 前歯(切歯)	495点	540点	592点
M021 線鉤(1個につき) →426頁	[546点]	[579点]	
MU21 線動(「個につざ)→426貝 〔2のみ抜粋〕			
2 14カラット金合金			
(1) 双子鉤	780点 [884点]	893点 「965点〕	1,026点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	603点	690点	793点
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき) →426	<u>[683点]</u> 6 百	[746点]	
〔1のみ抜粋〕			
1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	: (金12%以	上),	
(1) 前歯	248点		296点
(2) 犬歯・小臼歯	[273点]		319点
(2) 人图·小口图	267点 [294点]		319点
(3) 大臼歯	307点	335点	367点
M021-3 磁性アタッチメント(1個につき) →426	[339点] 百	[359点]	
[2の(1)・(2)のみ抜粋]			
2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))		
キーパー付き根面板を用いた場合は次の	<u>,</u> 材料料とキ	ーパー料	
との合計により算定する。			
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大臼歯	614点	669点	733点
	[677点]	[718点]	
ロー小臼歯・前歯	449点 [495点]	490点 [526点]	537点
(2) 銀合金			
イ 大臼歯	40点 [44点]	同左下 [45点]	46点
ロー小臼歯・前歯	30点		同左下
M000 % (1円にのも) 107万	[33点]	[34点]	
M023 バー (1個につき) →427頁 [1の(1)のみ抜粋]			
1 鋳造バー			
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)		1,563点 [1,678点]	1,714点
	2-, 002/10	, J. J/M	

歯科点数表の解釈(令和6年6月版) 追補

(令和7年6月・社会保険研究所)

その他、以下の告示、通知により、本書の内容に変更が生じましたので、ここに追補します。

- ・療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件(令和7年4月30日 厚生労働省告示第154号)
- ・療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件(令和7年5月20日 厚生労働省告示第163号)
- ・療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件(令和7年5月30日 厚生労働省告示第172号)
- ・「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について (令和7年5月28日 保発0528第1号)

頁	箇所	現行	改定後									
613	右段上か	(平18.3.6 厚生労働省告示第107号)	(平 18. 3. 6 厚生労働省告示第 107 号)									
010	ら18行目	(最終改正;令 7. 3.18 厚生労働省告示第60号)	(最終改正; 令 7. 5.30 厚生労働省告示第 172 号)									
	3 10 11 1	※令和7年5月追補による修正後の記述	(KW 9/m, 1 11 01 00 7/ m/ M 1 11 1 7/									
618	左段下か	, アリッサ配合錠及びユバンシ配合錠	,アリッサ配合錠(1回の投薬量が30日分以内である場									
	ら23行目	※令和6年12月追補による修正後の記述	合に限る。),ユバンシ配合錠及びリブマーリ内用液 10 mg									
			/mL									
	左段上か	マブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドア	 マブ製剤, トラロキヌマブ製剤, エフガルチギモド ア									
	ら4行目	ルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブ	ルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブ									
		タミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナ	タミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナ									
		リン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥	リン製剤,ベドリズマブ製剤,ミリキズマブ製剤,乾燥									
		濃縮人プロテイン C 製剤,メコバラミン製剤,ベンラリ	濃縮人プロテイン C 製剤,メコバラミン製剤,ベンラリ									
		ズマブ製剤 (4週間を超える間隔で投与する場合を除	ズマブ製剤(4週間を超える間隔で投与する場合を除									
		く。),マルスタシマブ製剤 <u>及び</u> ロザノリキシズマブ製剤	く。),マルスタシマブ製剤 <u>,</u> ロザノリキシズマブ製剤 <u>,</u>									
		※令和7年5月追補による修正後の記述	レブリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤									
1074		(令 5 . 12. 26 保発 1226 第 4 号)	(令 5 . 12. 26 保発 1226 第 4 号)									
	行目		<u>(最終改正;令7.5.28 保発0528第1号)</u>									
1075		※以下の編注を加える。										
	ら26行目	〔編注 以下,改正通知(令 7.5.28 保発 0528 第 1 号)より抜粋;										
	後		・継続する場合には,同年8月31日までに,本通知による ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
		改正後の様式第1号を審査支払機関あて提出するこ										
			内容として定めるものであることから,原則として1年以									
		内にオンライン請求に移行する計画とする必要があって、オエダの早出アズナンディン(また)のなども変われ										
			(様式第1号)は、原則として以下の医療機関等向け総合									
		ポータルサイトに開設しているフォームから提出す										
		※ 改正後の様式第 1 号にかかる提出フォームは令 (提出先)	和 / 午 O 月 木 日 坯 開 設 丁 疋 。									
		(30)	l-h : d=104e999e099149140fdff0e01bbe10990: d=1-1-									
		article_view&sysparm_rank=1&sysparm_tsqueryIc	_kb_id=194a233a933142140fdff0e01bba1083&id=kb_									
1077	様式	article_viewasysparm_rank=1@sysparm_tsqueryid ※本追補P4,5の様式と差し替える。	i-1502111a3511421401d110e01bba103d&spa-1									
1011	おくとし	本半坦州 キ,り以休氏と左し百んる。										

光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書 兼 オンライン請求への移行計画書

I. 保険医療棚	幾関•	薬局(の基本	情報			
① 名称							
② 電話番号		_		-	③ 保険機関コード		
④ 所在地	₹		_		る。体験機関コード	都道府県番号 点数表番号	
4 加工地			(都消	存厚)			

2	電話番号		-	_		(3) 保険機関	囲っ―ド								
	所在地	₹	_				ガー 1 *	都道府県	番号	点数表	番号	医療機関	・ (薬局)コ	ード(フケタ	1)
4	기1도16		(都道)	存県)											
_	届出内容		15 -	2 to 2 de -	. ~ += 1 .				_						
(5)	光ディスク等					5期間		西暦	* =			年		月	日
	※ 最大で						<i></i>		L	- /sta					
	※ 1年更新	折制であ	り、改めて	届出	•移行計區	画書の提出る	を行うこと	で更新	<u> </u>	」能	0				
Ш.	移行計画														
_		ンライン	清求に移	行でき	きない理目	由(ア~ウか	ら選択)								
	ア 外部委	託などに	こより請求	を行っ	っているた	め、レセプト	·コンピュー	ータを	保	有し	てい	ない			1
	外音	邻委託先	の名称	()							
	イ オンライ	(ン資格	確認の導	入にこ	ついて経過	過措置の適用	用を受けて	いる)						
	ウ その他	特に困難	惟な事情だ	がある	(
(7)	現時占で検	討してし	ハるオンラ	イン詩	<u></u> 求を行う	ことができる	体制の整	4備予	定	時期	頃				
	2011 M C 12	0000	0-1 - 7	1 — нг	1712		西暦	_ [[[[]	~_) /-	好	月	注	マシスクカ	ハら
	羽左へロナ	+	上成しての	コムシナ	7 48 人	(西暦		年						17370	
	翌年9月末	まじに1	个 廃止	モかめ	る場合			_ +		Лì	小筬↓	上了た	.)		
(6	で「ウ. その	つ他特に	困難な事	情がま	ある」を選	択した場合)	1								
8	レセプトコン	ピュータ	ヌ・請求用	端末の	り状況(ア	~ウから選	択)								
(ア オンライ	(ン請求	に対応可	能(確	認済み)										7
	イ改修・記			5暦	, LI- 7 7	年 月文	応予定)								
	ウ 改修・訓	-	-	中 =											
(a)	ネットワーク	カカ教借	サル(ア	<u>. Һ Һ</u>	で語作)										
9			1人ル()・	- <i>) </i>	り迭八)										$\overline{}$
	ア整備済														
	イ契約済			5暦_		月対	応予定)								
(ウ 見積も	り依頼中	□•検討中												J
10	各種届出σ)状況													
	(1) オンライ	イン請求	の利用申	請()	斉み/未	実施)									
	(2) 電子証	明書の	発行申請	(済∂	*(※)/未	:実施)									
	※ オンラ・	イン資格確	認端末から請	求するは	場合で、発行	済みの電子証明	書を兼用する	る場合る	を含む	む。					
11)	 備考														
W	岬														
	=7 & 1 - 501E	3 / L.II. - L													
工	記のとおり届	ョリ出ま	9 。												
	西暦		年 月		3										
						開設者	名								
	審査支払機	幾関				(住)	f 🕇			-					
				_	卸中										
、メールアドレス:															

(記入等に当たっての留意点)

- ・ 青色セル部分に必要な記載を行った上、あらかじめ、原則として医療機関等向け総合ポータルサイト を経由して審査支払機関に届出を行うこと。
- ・ ①・②・④欄には、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ・ ③欄には、該当の保険機関コード(先頭から順に該当の都道府県番号(2桁)、点数表番号(1桁)、 医療機関(薬局)コード(7桁))を記入すること。
 - ·【都道府県番号】 北海道01、青森02、岩手03、宮城04、秋田05、山形06、福島07、茨城08、栃木09、群馬10、埼玉11、千葉12、東京13、神奈川14、新潟15、富山16、石川17、福井18、山梨19、長野20、岐阜21、静岡22、愛知23、三重24、滋賀25、京都26、大阪27、兵庫28、奈良29、和歌山30、鳥取31、島根32、岡山33、広島34、山口35、徳島36、香川37、愛媛38、高知39、福岡40、佐賀41、長崎42、熊本43、大分44、宮崎45、鹿児島46、沖縄47
 - · 【点数表番号】 医科 1、歯科 3、調剤(薬局) 4
- ・⑥欄には「ア〜ウ」のうち該当するものを選択して記入すること。⑥欄で「ア」を選択した場合には、記入欄に外部委託先の名称を記入し、⑥欄で「その他特に困難な事情がある」を選択した場合には、現時点でオンライン請求に移行できない特に困難な事情を記入欄に具体的な内容で記入すること。
- ・ ⑦欄には、現時点で検討しているオンライン請求を行うことができる体制の整備予定時期を記入すること。また、翌年9月末までに休廃止予定がある場合は、休廃止の予定年月を記入すること。
- ・ ⑧・⑨欄には「ア〜ウ」のうち該当するものを選択して記入すること。「イ」を選択した場合には、記入欄に対応・整備予定時期を記入すること。
- ・⑩欄には、(1)(2)のそれぞれについて、「済み」又は「未実施」を選択して記入すること。